

「約款・規定集（個人のお客さま用）」の新旧対照表

2023年9月

2023年10月1日を効力発生日として約款・規定を改定いたします。下線部分が改定箇所となります。

改定後（新）	改定前（旧）
個人情報の保護に関する基本方針	
<p>15.認定個人情報保護団体 当社は、個人情報保護委員会の認定を受けた認定個人情報保護団体である日本証券業協会の協会員です。同協会の個人情報相談室では、協会員の個人情報、<u>仮名加工情報および匿名加工情報の取り扱い</u>についての苦情・相談をお受けしております。 （苦情・相談窓口） ◎ 日本証券業協会 個人情報相談室 電話(03-6665-6784) ホームページ(https://www.jsda.or.jp/)</p>	<p>15.認定個人情報保護団体 当社は、個人情報保護委員会の認定を受けた認定個人情報保護団体である日本証券業協会の協会員です。同協会の個人情報相談室では、協会員の個人情報の取り扱いについての苦情・相談をお受けしております。 （苦情・相談窓口） ◎ 日本証券業協会 個人情報相談室 電話(03-6665-6784) ホームページ(https://www.jsda.or.jp/)</p>
2023年10月1日更新	2023年4月1日更新
つみたてプラン約款	
<p>（申込方法） 第2条 この契約の申込は、日興MRF自動けいぞく投資契約を締結している場合に行えるものとします。なお、インターネットによる申込は、<u>当社が別に定める場合を除き、日興MRF自動けいぞく投資契約の締結に加えて、次の各号すべてに該当する場合に行えるものとします。</u> (1)～(2)（省略） <u>（削除）</u> 2～3（省略）</p>	<p>（申込方法） 第2条 この契約の申込は、日興MRF自動けいぞく投資契約を締結している場合に行えるものとします。なお、インターネットによる申込は、日興MRF自動けいぞく投資契約の締結に加えて、次の各号すべてに該当する場合に行えるものとします。 (1)～(2)（省略） <u>ただし、第3条第2項に定める方法の場合、インターネットでの申込は行えないものとします。</u> 2～3（省略）</p>
<p>（払込方法の指定） 第3条 申込者は、つみたてプランに係る金銭の払込方法として、<u>次に掲げる払込方法の中からいずれか1つの方法を指定するものとします。</u> (1)～(2)（省略） <u>(3)当社が指定する収納代行会社を通じた申込者名義の預貯金口座からの自動引落(以下「収納代行方式」といいます。)</u> <u>（削除）</u> 2 申込者が払込方法を前項(1)の預貯金口座からの自動引落とするときは、当社所定の手続により引落を行う口座を指定するものとします。 3 申込者は、つみたてプランに係る預貯金口座からの自動引落または日興MRFの自動換金を行う日（以下「引落日」といいます。）を、毎月12日(休業日の場合は翌営業日)または毎月26日(休業日の場合は翌営業日)のうちから指定するものとします。 ただし、払込方法が収納代行方式の場合は、引落日は毎月26日(休業日の場合は翌営業日)のみとします。</p>	<p>（払込方法の指定） 第3条 申込者は、つみたてプランに係る金銭の払込方法として、<u>次のいずれかの払込方法、または次項の払込方法を指定するものとします。</u> (1)～(2)（省略） <u>（新設）</u> 2 申込者は、つみたてプランに係る金銭の払込方法として、当社が指定する収納代行会社を通じた申込者名義の預貯金口座からの自動引落を指定することができるものとします（以下「収納代行方式」といいます。）。なお、前項の払込方法に加えて、<u>収納代行方式を指定することもできるものとします。</u> 3 申込者が払込方法を第1項(1)の預貯金口座からの自動引落とするときは、当社所定の手続により引落を行う口座を指定するものとします。 4 申込者は、つみたてプランに係る預貯金口座からの自動引落または日興MRFの自動換金を行う日（以下「引落日」といいます。）を、毎月12日(休業日の場合は翌営業日)または毎月26日(休業日の場合は翌営業日)のうちから指定するものとします。 ただし、払込方法が第2項の収納代行方式の場合は、引落日は毎月26日(休業日の場合は翌営業日)のみとします。</p>
<p>（指定投資信託の買付に係る手数料） 第7条（省略） <u>（削除）</u></p>	<p>（指定投資信託の買付に係る手数料） 第7条（省略） <u>2 前項にかかわらず、次の各号全てに該当する場合は、指定投資信託の買付に係る手数料を無料とします。</u> <u>(1)全ての指定投資信託の払込金の合計額が100,000円以下であること</u> なお、申込者が、第3条第1項の払込方法と収納代行方式による払込方法の双方を指定している場合、引落における払込金がそれぞれ100,000円以下であることとします。 <u>(2)申込者が引落日の午前2時(引落日の前日が休業日の場合は、引落日の前営業日の翌日午前2時)までに「バンク&トレード」のサービスを申込済みであること</u> <u>(3)申込者のお取引コースが引落日時点で「ダイレクトコース」であ</u></p>

	<u>ること</u>
(指定内容の変更) 第9条 1～2 (省 略) 3 <u>お取引コースがダイレクトコースである申込者による指定投資信託、払込金の額および金銭の払込方法の変更の申込は、当社が別に定める場合を除き、インターネットでのみ受け付けます。</u>	(指定内容の変更) 第9条 1～2 (省 略) 3 <u>申込者のお取引コースがダイレクトコースの場合、収納代行方式による引落の変更申込を除き、指定投資信託、払込金の額および金銭の払込方法の変更の申込はインターネットでのみ受け付けます。</u>
以上 <u>2023年10月1日改定</u>	以上 <u>2023年4月1日改訂</u>

「約款・規定集（個人のお客さま用）」の新旧対照表

2023年10月

2023年10月1日を効力発生日として、約款・規定を改定いたします。下線部分が改定箇所となります。

改定後（新）	改定前（旧）
非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款	非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款
<p>（約款の趣旨等）</p> <p>第1条 この約款は、お客さまが租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、SMBC日興証券株式会社（以下、「当社」といいます。）に開設された非課税口座について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号、第4号および第6号に規定する要件および当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。当社は、この約款に従って非課税上場株式等管理契約、<u>非課税累積投資契約および特定非課税累積投資契約</u>をお客さまと締結いたします。</p> <p style="text-align: center;"><u>（削除）</u></p>	<p>（約款の趣旨等）</p> <p>第1条 この約款は、お客さまが租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、SMBC日興証券株式会社（以下、「当社」といいます。）に開設された非課税口座について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号および第4号に規定する要件および当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。当社は、この約款に従って非課税上場株式等管理契約または非課税累積投資契約をお客さまと締結いたします。</p> <p>2 この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、<u>当該各号に定めるところによります。</u></p> <p>①非課税口座 租税特別措置法第37条の14第5項第1号に定める非課税口座をいいます。</p> <p>②非課税上場株式等管理契約 租税特別措置法第37条の14第5項第2号に定める非課税上場株式等管理契約をいいます。</p> <p>③非課税累積投資契約 租税特別措置法第37条の14第5項第4号に定める非課税累積投資契約をいいます。</p> <p>④非課税管理勘定 非課税上場株式等管理契約に基づき非課税口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記録もしくは記載または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、<u>2014年から2023年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。</u></p> <p>⑤累積投資勘定 非課税累積投資契約に基づき非課税口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記録もしくは記載または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、<u>2018年から2042年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。</u></p> <p>⑥勘定設定期間 非課税管理勘定について第4号により非課税口座に非課税管理勘定を設けることができる期間または累積投資勘定について第5号により累積投資勘定を設けることができる期間をいいます。</p> <p>⑦上場株式等 租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する株式等をいいます。</p> <p>⑧非課税口座内上場株式等 非課税管理勘定または累</p>

<p>2 お客さまと当社との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、当社が定める「証券取引約款」、「つみたてプラン約款」その他の契約条項および租税特別措置法その他の法令によります。</p>	<p>積投資勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等をいいます。 <u>⑨振替口座簿</u> 社債、株式等の振替に関する法律(以下、「振替法」といいます。)に規定する振替口座簿をいいます。 <u>⑩特定口座</u> 租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に定める特定口座をいいます。</p> <p>3 お客さまと当社との間における、各サービス、取引等の内容や管理義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、当社が定める「証券取引約款」、「つみたてプラン約款」その他の契約条項および租税特別措置法その他の法令によります。</p>
<p>(非課税口座開設届出書等の提出等) 第2条 お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が定める期間までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項および第19項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」)を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第18条の15の3第24項において準用する同規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示してご氏名、生年月日、ご住所および個人番号(お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、ご氏名、生年月日およびご住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年(以下、「再開年」といいます。)または非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年(以下、「再設定年」といいます。)の前年10月1日から再開年または再設定年の9月30日までの間で当社が定める期間に提出していただきます。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。</p> <p style="text-align: center;"><u>(削 除)</u></p>	<p>(非課税口座開設届出書等の提出等) 第2条 お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が定める期間までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項および第19項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」および「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」)を提出(当社が定める方法による当該届出書に記載すべき事項の提供を含みます。以下、非課税口座に関連する届出書、通知書等について租税特別措置法および関連政省令に同様の定めがある場合において同じ。)していただきます。ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年(以下、「再開年」といいます。)または非課税管理勘定もしくは累積投資勘定を再設定しようとする年(以下、「再設定年」といいます。)の前年10月1日から再開年または再設定年の9月30日までの間で当社が定める期間に提出していただきます。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、<u>当社は当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間で当社が定める期間は当該廃止通知書を受理することができません。</u></p> <p>2 お客さまは、前項の「非課税口座開設届出書」等を</p>

(削 除)

2 非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が添付されている場合を除き、当社または他の証券会社もしくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。

3 お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第16項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出していただきます。

4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。

①1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定または特定累積投資勘定が設けられていたとき

②10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定、累積投資勘定または特定累積投資勘定が設けられることとなっていたとき

5 お客さまが当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を他の証券会社または金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下、「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出していただきます。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。

6 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を廃止し、

提出される際に、当社に対し、住民票の写し、個人番号カードその他の一定の書類を提示し、ご氏名、生年月日、ご住所および個人番号（当社に対し既に個人番号を告知されている場合で租税特別措置法その他関係法令に定めるときは、ご氏名、生年月日およびご住所。）につき確認を受けていただくこととなります。

3 第1項の「非課税口座開設届出書」等は、当該非課税の適用を受けようとする年の1月1日において満20歳以上の居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者であるお客さまが提出することができます。

4 非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が添付されている場合を除き、当社および他の証券会社もしくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。

5 お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第16項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出していただきます。

6 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。

①1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられていたとき

②10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられることとなっていたとき

7 お客さまが当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定または累積投資勘定を他の証券会社または金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられる日の属する年（以下、「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出していただきます。なお、当該変更届出書が提出されるより前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。

8 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に非課税管理勘定または累積投資勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定または累積投資勘定を廃止し、お客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。

<p>お客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。</p> <p><u>7 お客さまが非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等について支払を受ける配当等のうち、上場株式（金融商品取引所に上場されている株式をいい、ETF（上場証券投資信託）、上場REIT（不動産投資信託）および上場JDR（日本版預託証券）を含みます。）について支払われる配当金および分配金（以下、「配当金等」といいます。）を非課税で受領するためには、当該配当金等の受取方法について「株式数比例配分方式」を選択し、当社を通じて当該配当金等を受領する必要があります。</u></p>	<p><u>9 租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税は、当社が支払の取扱者となる上場株式等の配当等に限り適用されます。このため、振替法に基づく振替制度において取り扱われる国内金融商品取引所上場の振替株式等（上場株式、上場ETF、上場REITおよび上場JDRを含みます。）に係る配当金および分配金の場合には、お客さまがその受領方法として「株式数比例配分方式」を選択されるときに限り非課税となります。</u></p>
<p>（非課税管理勘定の設定）</p> <p>第3条 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。）につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。</p> <p>2 （省略）</p>	<p>（非課税管理勘定の設定）</p> <p>第3条 非課税口座に係る非課税の適用を受けるための非課税管理勘定は、勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。</p> <p>2 （省略）</p>
<p>（累積投資勘定の設定）</p> <p>第3条の2 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2023年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。</p> <p>2 （省略）</p> <p style="text-align: center;"><u>（削除）</u></p>	<p>（累積投資勘定の設定）</p> <p>第3条の2 非課税口座に係る非課税の適用を受けるための累積投資勘定は、勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。</p> <p>2 （省略）</p> <p>3 お客さまが非課税口座に累積投資勘定を設定される場合には、証券取引約款に基づき日興イーजीトレードを利用されていること、かつ、つみたてプラン約款をご承認のうえで当社との間でつみたてプランに関する契約が締結されていることが条件となります。</p>
<p>（特定累積投資勘定の設定）</p> <p>第3条の3 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は2024年以後の各年（以下、この条において「勘定設定期間内の各</p>	<p style="text-align: center;"><u>（新設）</u></p>

<p>年」といいます。)において設けられます。</p> <p>2 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。</p>	
<p>（特定非課税管理勘定の設定）</p> <p>第3条の4 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は第3条の3の特定累積投資勘定と同時に設けられます。</p>	<p>（新設）</p>
<p>（非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定における処理）</p> <p>第4条 非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理いたします。</p> <p>2 （省略）</p> <p>3 特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において処理いたします。</p>	<p>（非課税管理勘定および累積投資勘定における処理）</p> <p>第4条 非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税管理勘定において処理いたします。</p> <p>2 （省略）</p> <p>（新設）</p>
<p>（非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>第5条 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるもの）に限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があつた日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるものおよび租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等を除きます。）のうち当社が非課税管理勘定で取扱うことを認めた取引方法で取得または移管された上場株式等のみを受け入れます。なお、当該上場株式等（非課税口座から払い出されたものを除きます。）を信用取引等の代用有価証券として利用することはできません。</p> <p>①次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等につい</p>	<p>（非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>第5条 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされているもの）に限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国した日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があつた日までの間に取得をした上場株式等で第1号、第2号に掲げるものおよび租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等を除きます。）のうち当社が非課税管理勘定で取扱うことを認めた取引方法で取得または移管された上場株式等のみを受け入れます。なお、当該上場株式等（非課税口座から払い出されたものを除きます。）を信用取引等の代用有価証券として利用することはできません。</p> <p>①次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの期間（以下、「受入期間」といいます。）に受け入れを完了した上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額</p>

<p>てはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が120万円(②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの</p> <p>イ. <u>非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に</u>当社への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの</p> <p>ロ. 他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定または<u>当該非課税口座が開設されている当社の営業所に</u>開設された未成年者口座(租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座をいいます。以下同じ。)に設けられた未成年者非課税管理勘定(同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。以下同じ。))をいいます。以下、この条において同じ。)から租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)</p> <p>②租税特別措置法施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>③(省略)</p> <p>2 上場株式等の取得対価の額が外貨の場合は、以下のとおり円貨に換算した金額とします。</p> <p>①購入した外貨建上場株式等 前項①イの購入した場合については、その外貨建の購入の代価の額に約定時における当社が定めた為替レートに乗じた額</p> <p>②払込みにより取得をした外貨建上場株式等 前項①イの払込みにより取得した場合については、その外貨建の払い込んだ金額に注文時における当社が定めた為替レートに乗じた額</p> <p>③前項①ロまたは②の移管がされる外貨建上場株式等 その移管に係る外貨建の払出し時の金額に払出日に当社が定めた為替レートに乗じた額</p>	<p>をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が120万円(第2号により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの</p> <p>イ. <u>受入期間内に</u>当社への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの</p> <p>ロ. 他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定または<u>当社に</u>開設された未成年者口座(租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座をいいます。))に設けられた未成年者非課税管理勘定(同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。)以下、この条において同じ。)から租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等(第2号に掲げるものを除きます。)</p> <p>②租税特別措置法施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>③(省略)</p> <p>2 上場株式等の取得対価の額が外貨の場合は、以下のとおり円貨に換算した金額とします。</p> <p>①購入した外貨建上場株式等 前項第1号イの購入した場合については、その外貨建の購入の代価の額に約定時における当社が定めた為替レートに乗じた額</p> <p>②払込みにより取得をした外貨建上場株式等 前項第1号イの払込みにより取得した場合については、その外貨建の払い込んだ金額に注文時における当社が定めた為替レートに乗じた額</p> <p>③前項第1号ロまたは第2号の移管がされる外貨建上場株式等 その移管に係る外貨建の払出し時の金額に払出日に当社が定めた為替レートに乗じた額</p>
<p>(累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第5条の2 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客さまが当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合に</p>	<p>(累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第5条の2 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客さまが当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合に</p>

<p>は、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国した日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。)のうち当社が累積投資勘定で取扱うことを認めた取引方法で取得された上場株式等のみを受け入れます。なお、当該上場株式等(非課税口座から払い出されたものを除きます。)を信用取引等の代用有価証券として利用することはできません。</p> <p>①第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が40万円を超えないもの</p> <p>②租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する上場株式等</p>	<p>は、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国した日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に取得した上場株式等で第1号に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。なお、当該上場株式等(非課税口座から払い出されたものを除きます。)を信用取引等の代用有価証券として利用することはできません。</p> <p>①第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの期間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が40万円を超えないもの</p> <p>②租税特別措置法施行令第25条の13第24項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する上場株式等</p>
<p>(特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第5条の3 <u>当社は、お客さまの非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客さまが当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国した日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。)のうち当社が特定累積投資勘定で取扱うことを認めた取引方法で取得された上場株式等のみを受け入れます。</u></p> <p>①第3条の3第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が120万円を超えないもの(当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額(特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。)の合計額が1,800万円を超えることとなるときにおける当該</p>	<p>(新 設)</p>

<p><u>上場株式等を除く。)</u> <u>②租税特別措置法施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する上場株式等</u></p>	
<p><u>(特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</u> 第5条の4 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国した日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるもの、租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等および第2項に掲げるものを除きます。)のうち当社が特定非課税管理勘定で取扱うことを認めた取引方法で取得された上場株式等のみを受け入れます。 ①特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が240万円を超えないもの(当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。) イ. 当該合計額および特定非課税管理勘定基準額(特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。)の合計額が1,200万円を超える場合 ロ. 当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額の合計額が1,800万円を超える場合 ②租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等 2 特定非課税管理勘定には、次の各号に定める上場株式等を受け入れることができません。 ①その上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄または上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの ②公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信</p>	<p><u>(新 設)</u></p>

<p><u>託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口または特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）、同法第67条第1項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）または信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（租税特別措置法第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの</u></p> <p><u>③公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）に租税特別措置法施行令第25条の13第15項第1号および第3号の定めがあるもの以外のもの</u></p>	
<p>(非課税口座取引である旨の明示)</p> <p>第6条 お客さまが、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから特にお申出がない場合は、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます（特定口座による取引は、お客さまが特定口座を開設されている場合に限ります。）。</p> <p>2 お客さまが非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、<u>非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。</u>なお、お客さまが当社の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したもから譲渡することとさせていただきます。</p>	<p>(非課税口座取引である旨の明示)</p> <p>第6条 お客さまが<u>受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に設けられた非課税管理勘定</u>に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して非課税口座への受入れである旨および当該注文が成立した場合の取得対価の額（以下、「注文時取得対価額」といいます。）の明示を行っていただく必要があります。なお、<u>受入期間内に既に受け入れた上場株式等の取得対価の額（当社が既に受注し未成立の注文に係る注文時取得対価額を含みます。）と新たな注文時取得対価額の合計額が120万円を超えている場合は、当該新たな注文時取得対価額に係る取引を非課税口座で行うことはできません。</u>その場合およびお客さまから非課税口座に設けられた非課税管理勘定への受入れである旨の明示のお申出がない場合は、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます（特定口座による取引は、お客さまが特定口座を開設されている場合に限ります。）。</p> <p>2 お客さまが非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、<u>非課税口座内上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。</u>なお、お客さまが非課税口座内上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したもから譲渡することとさせていただきます。</p>
<p>(譲渡の方法)</p> <p>第7条 <u>非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の</u></p>	<p>(譲渡の方法)</p> <p>第7条 <u>非課税管理勘定における非課税口座内上場株式等の譲渡は、次の各号に定めるいずれかの方法により行うものとします。</u></p> <p>①<u>当社への売委託による方法</u> ②<u>当社に対して譲渡する方法</u> ③<u>上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第</u></p>

<p><u>営業所を経由して行う方法または租税特別措置法第37条の10第3項第4号または第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</u></p> <p>2 <u>累積投資勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法ならびに租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</u></p> <p>3 <u>特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法または租税特別措置法第37条の10第3項第4号または第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</u></p>	<p><u>1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社を経由して行う方法</u></p> <p><u>④租税特別措置法第37条の10第3項第4号（資本剰余金配当等）または同法第37条の11第4項第1号もしくは第2号（公募株式投資信託の解約・償還等）に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法</u></p> <p>2 <u>累積投資勘定における非課税口座内上場株式等の譲渡は、次の各号に定めるいずれかの方法により行うものとします。</u></p> <p><u>①当社への売委託による方法</u></p> <p><u>②当社に対して譲渡する方法</u></p> <p><u>③租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（新 設）</u></p>
<p>（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知）</p> <p>第8条 <u>租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、第5条①口および②に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）</u>には、当社は、お客さまに対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p>2 <u>租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部または一</u></p>	<p>（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知）</p> <p>第8条 <u>租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、第5条第1項第1号口および第2号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）</u>には、当社は、お客さまに対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p>2 <u>租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部または一</u></p>

部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第1号、第4号および第11号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客さまに対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

3 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第1号、第4号および第11号に規定する事由により取得する上場株式等で特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客さまに対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

4 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、第5条の4第1項①および②に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準用する同条第12項各号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客さまに対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知

部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第24項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第1号、第4号および第11号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客さまに対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

（新 設）

（新 設）

<p>いたします。</p> <p>(非課税管理勘定終了時の取扱い) 第9条 この約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第2条第6項または租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した非課税管理勘定を除きます。)</p> <p>2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式会社等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。</p> <p style="text-align: center;"><u>(削 除)</u></p> <p>①お客さまから非課税管理勘定の終了する年の当社が定める期間までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客さまが当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管</p> <p>②前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管</p>	<p>(非課税管理勘定終了時の取扱い) 第9条 この約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第2条第8項または租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した非課税管理勘定を除きます。)</p> <p>2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式会社等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国した日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。</p> <p>①お客さまから当社に対して第5条第1項第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管</p> <p>②お客さまから当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客さまが当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管</p> <p>③第1号および第2号のいずれにも該当しない場合 特定口座への移管</p>
<p>(累積投資勘定終了時の取扱い) 第9条の2 この約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします(第2条第6項または租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した累積投資勘定を除きます。)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>①お客さまから累積投資勘定の終了する年の当社が別に定める期間までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第20項において準用する同条第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客さまが当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管</p> <p>②前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管</p>	<p>(累積投資勘定終了時の取扱い) 第9条の2 この約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします(第2条第8項または租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した累積投資勘定を除きます。)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>①お客さまから累積投資勘定の終了する年の当社が別に定める期限までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第20項において準用する同令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客さまが当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管</p> <p>②前号に該当しない場合 特定口座への移管</p>
<p>(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認) 第10条 当社は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後にご氏名またはご住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客さまのご氏名およびご住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および</p>	<p>(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認) 第10条 当社は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後にご氏名またはご住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客さまのご氏名およびご住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および</p>

<p>同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下、「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客さまからご氏名、ご住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客さまから、<u>出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「(非課税口座) 帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。</u></p> <p>①当社がお客さまから租税特別措置法施行規則第18条の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示またはお客さまの同条第7項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日におけるご氏名およびご住所の告知を受けた場合 <u>当該住所等確認書類または署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日におけるご氏名およびご住所</u></p> <p>②(省略) 2 (省略)</p>	<p>同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下、「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客さまからご氏名、ご住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客さまから、<u>出国した日から当該1年を経過する日までの間に「(非課税口座) 帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。</u></p> <p>①当社がお客さまから租税特別措置法施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示を受け、当該基準経過日におけるご氏名およびご住所の告知を受けた場合 <u>当該住所等確認書類に記載または記録がされた当該基準経過日におけるご氏名およびご住所</u></p> <p>②(省略) 2 (省略)</p>
<p>(特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)</p> <p><u>第11条 当社は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後にご氏名またはご住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客さまのご氏名およびご住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客さまが初めて非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下、「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客さまからご氏名、ご住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客さまから、<u>出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「(非課税口座) 帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。</u></u></p> <p>①当社がお客さまから租税特別措置法施行規則第18条の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示またはお客さまの同条第7項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日におけるご氏名およびご住所の告知を受けた場合 <u>当該住所等確認書類または署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日におけるご氏名およびご住所</u></p> <p>②当社からお客さまに対して書類を郵送し、当該書類にお客さまが当該基準経過日におけるご氏名およびご住所を記載して、当社に対して提出した場合 <u>お客さまが当該書類に記載したご氏名およびご住所</u></p> <p>2 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日におけるご氏名およびご住所が確認できなかつ</p>	<p>(新設)</p>

<p><u>た場合（第1項ただし書の規定の適用があるお客さまを除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客さまの非課税口座に係る特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまのご氏名およびご住所を確認できた場合またはお客さまからご氏名、ご住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</u></p>	
<p style="text-align: center;"><u>(削 除)</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き)</u></p> <p>第11条 お客さまが、当社に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年の当社が定める期間に、当社に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。</p> <p>2 お客さまが、当社に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、当社が定める期間に、当社に対して「非課税口座異動届出書」をご提出いただく必要があります。</p> <p>3 2024年1月1日以後、お客さまが当社に開設した非課税口座（当該口座に2023年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限り。）に累積投資勘定を設定することを希望する場合には、当社に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。</p>
<p>(非課税管理勘定における金額・株数指定取引に関する取扱い)</p> <p>第13条 (省 略)</p> <p>2 前項の金株口座は、以下のとおり取扱うものとします。</p> <p>①非課税口座に開設された金株口座においては金額指定取引、全部売却および株数指定売却のみの取扱いとなります。ただし、株数指定売却は証券取引約款第16章に規定する日興イーリートレードのみの取扱いとなります。</p> <p>②お客さまが買付注文を行う際に、当社に対して非課税口座への受入れである旨を明示し、取得された上場株式等の金株口座に係る有価証券持分等は、非課税口座内の金株口座にて取得年ごとに管理されます。</p> <p>③同一の取得年の買付数量の合計（その時点までの売付数量控除後の数量を意味します。以下同じ。）が最低売買単位に達した場合、証券取引約款第92条の5第1項で規定する有価証券の振替を指示することができます。</p> <p>④証券取引約款第92条の7第3項で規定する自動スウィングの対象となる数量が、複数の取得年の買付数量を合計して最低売買単位に達した場合には、自動スウィングは行わず、非課税口座内に開設された金株口座における最低売買単位以上の買付数量の合計の全部を有価証券持分等として管理いたします。</p>	<p>(非課税管理勘定における金額・株数指定取引に関する取扱い)</p> <p>第13条 (省 略)</p> <p>2 前項の金株口座は、以下のとおり取扱うものとします。</p> <p>①非課税管理勘定に開設された金株口座においては金額指定取引、全部売却および株数指定売却のみの取扱いとなります。ただし、株数指定売却は証券取引約款第16章に規定する日興イーリートレードのみの取扱いとなります。</p> <p>②お客さまが買付注文を行う際に、当社に対して非課税口座への受入れである旨を明示し、取得された上場株式等の金株口座に係る有価証券持分等は、非課税口座内の金株口座にて受入期間ごとに管理されます。</p> <p>③同一の受入期間の買付数量の合計（その時点までの売付数量控除後の数量を意味します。以下同じ。）が最低売買単位に達した場合、証券取引約款第92条の5第1項で規定する有価証券の振替を指示することができます。</p> <p>④証券取引約款第92条の7第3項で規定する自動スウィングの対象となる数量が、複数の受入期間の買付数量を合計して最低売買単位に達した場合には、自動スウィングは行わず、非課税口座内に開設された金株口座における最低売買単位以上の買付数量の合計の全部を有価証券持分等として管理いたします。</p>
<p>(契約の解除)</p> <p>第14条 次の各号の一に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。</p>	<p>(契約の解除)</p> <p>第14条 次の各号の一に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。</p>

<p>①～③ (省 略)</p> <p>④お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した場合を除く) 租税特別措置法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)</p> <p>⑤～⑥ (省 略)</p> <p>2 前項⑤に定める相続・遺贈の場合、非課税口座開設者の相続人・受遺者は、当社に「非課税口座開設者死亡届出書」をご提出いただく義務があります。なお、当該届出書のご提出の時期にかかわらず、租税特別措置法その他の法令に基づき、非課税口座開設者であった被相続人・遺贈者が死亡した日に当該非課税口座から上場株式等の全部が払い出され、同日にこの契約が解除される取扱いとなることにご留意ください。</p>	<p>①～③ (省 略)</p> <p>④お客さまが出国により居住者または<u>国内</u>に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した場合を除く) 租税特別措置法施行令第37条の14第26項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)</p> <p>⑤～⑥ (省 略)</p> <p>2 前項第5号に定める相続・遺贈の場合、非課税口座開設者の相続人・受遺者は、当社に「非課税口座開設者死亡届出書」をご提出いただく義務があります。なお、当該届出書のご提出の時期にかかわらず、租税特別措置法その他の法令に基づき、非課税口座開設者であった被相続人・遺贈者が死亡した日に当該非課税口座から上場株式等の全部が払い出され、同日にこの契約が解除される取扱いとなることにご留意ください。</p>
<p><u>(削 除)</u></p>	<p><u>附則</u></p> <p><u>成年年齢に係る令和元年度税制改正に伴い、2023年1月1日より、本文中の「20歳」を「18歳」に読み替えます。</u></p>
<p>以上 2023年10月1日改定</p>	<p>以上 2023年4月1日改訂</p>
<p>未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款</p>	
<p>第1章 総則</p>	
<p>(約款の趣旨等)</p> <p>第1条 この約款は、<u>租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座および同項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する者</u>(以下、「お客さま」といいます。)が、<u>同法第9条の9に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および同法第37条の14の2に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税</u>(以下、「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、SMBC日興証券株式会社(以下、「当社」といいます。)に開設された未成年者口座および課税未成年者口座について、同法第37条の14の2第5項第2号および第6号に規定する要件および当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p style="text-align: center;"><u>(削 除)</u></p>	<p>(約款の趣旨等)</p> <p>第1条 この約款は、<u>未成年者口座および課税未成年者口座を開設する者</u>(以下、「お客さま」といいます。)が、<u>租税特別措置法第9条の9に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および同法第37条の14の2に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税</u>(以下、「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、SMBC日興証券株式会社(以下、「当社」といいます。)に開設された未成年者口座および課税未成年者口座について、同法第37条の14の2第5項第2号および第6号に規定する要件および当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。当社は、この約款に従って「<u>未成年者口座管理契約</u>」および「<u>課税未成年者口座管理契約</u>」(以下、両者を合わせて「<u>本契約</u>」)といいますが、<u>をお客さまと締結いたします。</u></p> <p>2 この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、<u>当該各号に定めるところによります。</u></p> <p>①未成年者口座 <u>租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に定める未成年者口座をいいます。</u></p> <p>②未成年者口座管理契約 <u>租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号に定める未成年者口座管理契約をいいます。</u></p> <p>③未成年者非課税適用確認書 <u>租税特別措置法第37条の14の2第5項第7号に定める未成年者非課税適用確認書をいいます。</u></p> <p>④非課税管理勘定 <u>未成年者口座管理契約に基づき未成年者口座において振替口座簿に記載もしくは記録ま</u></p>

<p>2 当社は、この約款に基づき、お客さまとの間で租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号に規定する「<u>未成年者口座管理契約</u>」および同項第6号に規定する「<u>課税未成年者口座管理契約</u>」(以下、両者を合わせて「<u>本契約</u>」といいます。)を締結します。</p> <p>3 (省 略)</p>	<p>たは保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2016年から2023年までの各年に設けられるものをいいます。</p> <p>⑤継続管理勘定 未成年者口座管理契約に基づき未成年者口座において振替口座簿に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2024年から2028年までの各年に設けられるものをいいます。</p> <p>⑥課税未成年者口座 未成年者口座を開設したお客さまが当社に開設している特定口座またはお客さまから預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座(これらの口座において課税未成年者口座管理契約に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。)で、当該未成年者口座と同時に設けられるものをいいます。</p> <p>⑦課税未成年者口座管理契約 租税特別措置法第37条の14の2第5項第6号に定める課税未成年者口座管理契約をいいます。</p> <p>⑧課税管理勘定 課税未成年者口座管理契約に基づき課税未成年者口座において振替口座簿への記載もしくは記録もしくは保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいいます。)または預入れもしくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。</p> <p>⑨上場株式等 この約款に別段の定めがある場合を除き、租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。</p> <p>⑩未成年者口座内上場株式等 未成年者口座管理契約に基づき未成年者口座に係る振替口座簿への記載もしくは記録または未成年者口座に保管の委託がされている上場株式等をいいます。</p> <p>⑪振替口座簿 社債、株式等の振替に関する法律(以下、「振替法」といいます。)に規定する振替口座簿をいいます。</p> <p>⑫特定口座 租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に定める特定口座をいいます。</p> <p>(新 設)</p> <p>3 (省 略)</p>
<p>第2章 未成年者口座の管理</p>	
<p>(未成年者口座開設届出書等の提出)</p> <p>第2条 お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社所定の方法により、当社に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号および同条第12項に基づき「<u>未成年者非課税適用確認書の交</u></p>	<p>(未成年者口座開設届出書等の提出)</p> <p>第2条 お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社所定の方法により、当社に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号および同条第12項に基づき「<u>未成年者非課税適用確認書の交</u></p>

<p>付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」および「未成年者非課税適用確認書」もしくは「未成年者口座廃止通知書」の提出を<u>するとともに、当社に対して同法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示してご氏名、生年月日、ご住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項により読み替えて準用する同令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、ご氏名、生年月日およびご住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受領することはできません。なお、当社では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当社にて保管いたします。</u></p>	<p>付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」および「未成年者非課税適用確認書」もしくは「未成年者口座廃止通知書」を<u>当社が定める期間に提出（未成年者非課税適用確認書の交付申請書および未成年者口座開設届出書に記載すべき事項の提供を含みます。）していただくとともに、当社に対して租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示してご氏名、生年月日、ご住所および個人番号（当社に対し既に個人番号を告知されている場合で租税特別措置法その他関係法令に定めるときは、ご氏名、生年月日およびご住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間で当社が定める期間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受領することはできません。なお、当社では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当社にて保管いたします。</u></p>
<p>2～5（省略） 6 当社が「未成年者口座廃止届出書」（お客さまがその年1月1日において<u>17歳</u>である年の9月30日または2023年9月30日のいずれか早い日までに提出がされたもの）に限り、お客さまが1月1日において<u>17歳</u>である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。）の提出を受けた場合には、当社はお客さまに租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。</p>	<p>2～5（省略） 6 当社が「未成年者口座廃止届出書」（お客さまがその年1月1日において<u>19歳</u>である年の9月30日または2023年9月30日のいずれか早い日までに提出がされたもの）に限り、お客さまが1月1日において<u>19歳</u>である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。）の提出を受けた場合には、当社はお客さまに租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。</p>
<p>（非課税管理勘定および継続管理勘定の設定） 第3条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第17条から第19条、第21条および第26条第1項を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2016年から2023年までの各年（お客さまがその年の1月1日において<u>18歳</u>未満である年および出生した日の属する年に限ります。）の1月1日に設けられます。 2（省略） 3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関す</p>	<p>（非課税管理勘定および継続管理勘定の設定） 第3条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定は、2016年から2023年までの各年（お客さまがその年の1月1日において<u>20歳</u>未満である年および出生した日の属する年に限ります。）の1月1日に設けられます。 2（省略） 3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定は、2024年から2028年までの各年（お客さまがその年の1月1日において<u>20歳</u>未満である年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p>

<p><u>る記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)</u>は、2024年から2028年までの各年(お客さまがその年の1月1日において18歳未満である年に限ります。)の1月1日に設けられます。</p>	
<p>(非課税管理勘定および継続管理勘定における処理) 第4条 未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、当該記載もしくは記録または保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定において処理いたします。</p>	<p>(非課税管理勘定および継続管理勘定における処理) 第4条 未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、<u>当社とお客さまとの間で締結した未成年者口座管理契約に基づき</u>、当該記載もしくは記録または保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定において処理いたします。</p>
<p>(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲) 第5条 当社は、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。)のうち当社が非課税管理勘定で取り扱うことを認めた取引方法で取得または移管された上場株式等のみを受け入れます。なお、当該上場株式等を信用取引等の代用有価証券として利用することはできません。</p> <p>①次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(以下、「受入期間」といいます。)に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が80万円(第2号により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当社に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」の提出をして移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)</p> <p>②租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以下「5年経過日」といいます。)の翌日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等(この場合、<u>5年経過日の属する年の当社が別に定める期間までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。</u>)</p> <p>③ (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>①当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日か</p>	<p>(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲) 第5条 当社は、<u>お客さまとの間で締結した未成年者口座管理契約に基づき</u>、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。)のうち当社が非課税管理勘定で取り扱うことを認めた取引方法で取得または移管された上場株式等のみを受け入れます。なお、当該上場株式等を信用取引等の代用有価証券として利用することはできません。</p> <p>①次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(以下、「受入期間」といいます。)に受け入れを完了した上場株式等の取得対価の額(イの場合、<u>購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。</u>)の合計額が80万円(第2号により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当社に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」の提出をして移管がされる上場株式等(第2号に掲げるものを除きます。)</p> <p>②租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以下「5年経過日」といいます。)の翌日に、<u>同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等</u></p> <p>③ (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>①当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日か</p>

<p>ら同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当社に対し、<u>前項</u>第1号口に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等（第2号に掲げるものを除きます。）で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円（第2号により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの</p> <p>②租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>③（省略）</p> <p>3（省略）</p>	<p>ら同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当社に対し、<u>第1項</u>第1号口に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等（第2号に掲げるものを除きます。）で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円（第2号により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの</p> <p>②租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に、<u>同日</u>に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>③（省略）</p> <p>3（省略）</p>
<p>（譲渡の方法）</p> <p>第6条 非課税管理勘定または継続管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社の<u>営業所</u>を経由して行う方法（当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社の<u>営業所</u>を経由して行われるものに限り。）または租税特別措置法第37条の10第3項第4号または同法第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社の<u>営業所</u>を経由して行われる方法により行うこととします。</p>	<p>（譲渡の方法）</p> <p>第6条 非課税管理勘定または継続管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方法、当社に対してする方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社を経由して行う方法（当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われるものに限り。）または租税特別措置法第37条の10第3項第4号または同法第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法により行うこととします。</p>
<p>（課税未成年者口座等への移管）</p> <p>第7条 未成年者口座から課税未成年者口座または他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。</p> <p>①非課税管理勘定に係る5年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等（第5条第1項第1号口もしくは第2号または同条第2項第1号もしくは第2号の移管がされるものを除く） 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管</p> <p>イ～ロ（省略）</p> <p>②お客さまがその年の1月1日において<u>18歳</u>である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>2 <u>前項</u>に定める移管については、事務上のやむを得ない事情により同項各号に定める日後に移管の事務処理が行われる場合がありますが、その期間において未成年者口座に係る非課税の特例の適用はありません。</p> <p>3 第1項第1号イに規定する課税未成年者口座への移管<u>ならびに</u>第1項第1号ロおよび第2号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行うこととします。</p> <p>①お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13の8第5</p>	<p>（課税未成年者口座等への移管）</p> <p>第7条 未成年者口座から課税未成年者口座または他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。</p> <p>①非課税管理勘定に係る5年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等（第5条第1項第1号口もしくは第2号または同条第2項第1号もしくは第2号の移管がされるものを除きます。） 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管</p> <p>イ～ロ（省略）</p> <p>②お客さまがその年の1月1日において<u>20歳</u>である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>2 <u>第1項</u>に定める移管については、事務上のやむを得ない事情により同項各号に定める日後に移管の事務処理が行われる場合がありますが、その期間において未成年者口座に係る非課税の特例の適用はありません。</p> <p>3 第1項第1号イに規定する課税未成年者口座への移管<u>並びに</u>第1項第1号ロおよび第2号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行うこととします。</p> <p>①お客さまが当社に特定口座（第1項第1号イの場合に</p>

<p>項第2号、第6項第2号もしくは第7項において準用する同号に規定する書面を5年経過日の属する年の当社が別に定める期限までに提出した場合または当社に特定口座（<u>租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいい、前項第1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。</u>）を開設していない場合 <u>一般口座への移管</u></p> <p>②前号に掲げる場合以外の場合 <u>特定口座（前項第1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）への移管</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（削除）</u></p>	<p>は、<u>課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。</u>）を開設しており、お客さまから当社に対して<u>特定口座への移管を希望しない旨の申し出がなかった場合</u> <u>特定口座への移管</u></p> <p>②前号に掲げる場合以外の場合 <u>一般口座への移管</u></p> <p>4 <u>前項第1号の場合においては、お客さまから当社に対して、特定口座に移管がされる上場株式等に係る租税特別措置法施行規則第18条の11第18項各号に定める事由が記載された租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第28号イに規定する書類の提出があったものとみなして、同号の規定を適用します。</u></p>
<p>（非課税管理勘定および継続管理勘定の管理）</p> <p>第8条 非課税管理勘定または継続管理勘定に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>①（省略）</p> <p>②当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡（<u>租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号および第19条第2号において同じ。</u>）で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、<u>当社の営業所を経由して行われ</u>ないものに限ります。）または贈与をしないこと</p> <p>イ～ホ（省略）</p> <p>③当該上場株式等の譲渡の対価（その額が租税特別措置法第37条の11第3項または第4項の規定によりこれらの規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。）または当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産（上場株式等に係る<u>同法</u>第9条の8に規定する配当等で、当社が国内における同条に規定する支払の取扱者ではないものおよび前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当社を経由して行われ</p>	<p>（非課税管理勘定および継続管理勘定の管理）</p> <p>第8条 非課税管理勘定または継続管理勘定に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>①（省略）</p> <p>②当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡（<u>租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号および第19条第2号において同じ。</u>）で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、<u>当社を経由して行われ</u>ないものに限ります。）または贈与をしないこと</p> <p>イ～ホ（省略）</p> <p>③当該上場株式等の譲渡の対価（その額が租税特別措置法第37条の11第3項または第4項の規定によりこれらの規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。）または当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産（上場株式等に係る<u>租税特別措置法</u>第9条の8に規定する配当等で、当社が国内における同条に規定する支払の取扱者ではないものおよび前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当社を経由して行われ</p>
<p>（未成年者口座内上場株式等の配当等の受領方法）</p> <p>第9条 お客さまが支払を受ける未成年者口座内上場株式等の配当等のうち、上場株式（金融商品取引所に上場されている株式をいい、ETF（<u>上場投資信託</u>）、上場REIT（不動産投資信託）および上場JDR（日本版預託証券）を含みます。）について支払われる配当金および分配金（以下、「配当金等」といいます。）を非課税で受領するためには、当該配当金等の受取方法について「株式数比例配分方式」を選択し、当社を通じて当該</p>	<p>（未成年者口座内上場株式等の配当等の受領方法）</p> <p>第9条 お客さまが支払を受ける未成年者口座内上場株式等の配当等のうち、上場株式（金融商品取引所に上場されている株式をいい、ETF（<u>上場証券投資信託</u>）、上場REIT（不動産投資信託）および上場JDR（日本版預託証券）を含みます。）について支払われる配当金および分配金（以下、「配当金等」といいます。）を非課税で受領するためには、当該配当金等の受取方法について「株式数比例配分方式」を選択し、当社を通じて当該</p>

配当金等を受領する必要があります。	該配当金等を受領する必要があります。
<p>(継続管理勘定等への移管)</p> <p>第11条の2 <u>非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管いたします。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>(出国時の取扱い)</p> <p>第12条 お客さまが、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当社に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第4号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。</p> <p>2 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、<u>お客さまの未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。</u></p> <p>3 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客さまが帰国（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当社に未成年者帰国届出書の提出をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。</p>	<p>(出国時の取扱い)</p> <p>第12条 お客さまが、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当社に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第2号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。</p> <p>2 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、<u>当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。</u></p> <p>3 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客さまが帰国（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当社に<u>帰国をした旨その他租税特別措置法施行規則第18条の15の10第10項に定める事項を記載した届出書（以下、「未成年者帰国届出書」といいます。）</u>の提出をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。</p>
第 3 章 課税未成年者口座の管理	
<p>(課税未成年者口座の設定)</p> <p>第15条 課税未成年者口座は、未成年者口座と同時に設けられます。なお、「未成年者非課税適用確認書」が提出された時点においてすでに当社で特定口座を開設している場合に限り、課税未成年者口座についても特定口座の適用を受けます。</p>	<p>(課税未成年者口座の設定)</p> <p>第15条 課税未成年者口座は、未成年者口座と同時に設けられます。なお、「未成年者非課税適用確認書」が提出された時点においてすでに弊社で特定口座を開設している場合に限り、課税未成年者口座についても特定口座の適用を受けます。</p>
<p>(課税管理勘定における処理)</p> <p>第16条 課税未成年者口座における上場株式等（租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいいます。以下第17条から第19条および第21条において同じ。）の振替口座簿への記載もしくは記録もしくは保管の委託または金銭その他の資産の預入れもしくは預託は、同法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録もしくは保管の委託がされる上場株式等または預入れもしくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において処理いたします。</p>	<p>(課税管理勘定における処理)</p> <p>第16条 上場株式等（租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいいます。以下第17条から第19条および第21条において同じ。）の振替口座簿への記載もしくは記録もしくは保管の委託または金銭その他の資産の預入れもしくは預託は、<u>当社とお客さまの間で締結した「課税未成年者口座管理契約」に基づき、租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定において処理いたします。</u></p>
<p>(譲渡の方法)</p> <p>第17条 課税管理勘定において振替口座簿への記載も</p>	<p>(譲渡の方法)</p> <p>第17条 課税管理勘定において振替口座簿への記載も</p>

<p>しくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当社への売委託による方法、当社に対してする方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法（当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われるものに限ります。）または租税特別措置法第37条の10第3項第4号または同法第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。</p>	<p>しくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当社への売委託による方法、当社に対してする方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社を経由して行う方法（当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われるものに限ります。）または租税特別措置法第37条の10第3項第4号または同法第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法により行うこととします。</p>
<p>（課税管理勘定の金銭等の管理） 第19条 課税未成年者口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等および当該課税未成年者口座に預入れまたは預託がされる金銭その他の資産は、お客さまの基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。 ① （省略） ② 当該上場株式等の第17条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われぬものに限ります。）または贈与をしないこと イ～ホ（省略） ③ （省略）</p>	<p>（課税管理勘定の金銭等の管理） 第19条 課税未成年者口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等および当該課税未成年者口座に預入れまたは預託がされる金銭その他の資産は、お客さまの基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。 ① （省略） ② 当該上場株式等の第17条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社を経由して行われぬものに限ります。）または贈与をしないこと イ～ホ（省略） ③ （省略）</p>
<p>（重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合） 第21条 お客さまが課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、その基準年の1月1日において、当社に重複して開設されている当該課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座を構成する特定口座を廃止いたします。 2 前項の場合において、廃止される特定口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等がある場合には、当該特定口座が廃止される日において、当該上場株式等は全て当社に開設されている当該特定口座以外の特定口座に移管します。</p>	<p>（重複して開設されている当該課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合） 第21条 お客さまが課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、その基準年の1月1日において、当社に重複して開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座を廃止いたします。 2 前項の場合において、廃止される特定口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等がある場合には、当該特定口座が廃止される日において、当該上場株式等は全て当社に開設されている当該特定口座以外の特定口座に移管されます。</p>
<p>第4章 口座への入出金</p>	
<p>（課税未成年者口座への入出金処理） 第23条 お客さまが課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客さま本人に帰属する資金により行うこととし、入金は次に定める方法によることといたします。 ①お客さま名義の預貯金口座からの入金 ②お客さま名義の当社証券口座からの入金 2 お客さまが未成年者口座または課税未成年者口座から出金または証券の移管（以下この条において「出金等」といいます。）を行う場合には、次に定める取扱いとなります。</p>	<p>（課税未成年者口座への入出金処理） 第23条 お客さまが課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客さま本人に帰属する資金により行うこととし、入金は次に定める方法によることといたします。 ①お客さま名義の当社証券口座からの入金 ②お客さま名義の預貯金口座からの入金 2 お客さまが未成年者口座または課税未成年者口座から出金または証券の移管（以下この条において「出金等」といいます。）を行う場合には、次に定める取扱いとなります。</p>

<p>①お客さま名義の預貯金口座への出金 ②お客さま名義の証券口座への移管 3～5 (省 略)</p>	<p>①お客さま名義の証券口座への移管 ②お客さま名義の預貯金口座への出金 3～5 (省 略)</p>
<p>第5章 代理人による取引の届出</p>	
<p>(代理人による取引の届出) 第24条 1～2 (省 略) 3 お客さまの法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客さまが<u>成年</u>に達した後も当該法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。 4 お客さまの法定代理人以外の者が第1項の代理人となる場合には、第1項の届出の際に、当該代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行うことについて、当該代理人の代理権を証する所定の書類を提出していただく必要があります。この場合において、<u>当該代理人はお客さまの2親等内の者に限ること</u>とします。 5 お客さまの法定代理人以外の代理人が未成年者口座および課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客さまが<u>成年</u>に達した後も当該代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。</p>	<p>(代理人による取引の届出) 第24条 1～2 (省 略) 3 お客さまの法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客さまが<u>20歳</u>に達した後も当該法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。 4 お客さまの法定代理人以外の者が第1項の代理人となる場合には、第1項の届出の際に、当該代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行うことについて、当該代理人の代理権を証する所定の書類を提出していただく必要があります。この場合において、代理人はお客さまの2親等内の者に限ることとします。 5 お客さまの法定代理人以外の代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客さまが<u>20歳</u>に達した後も当該代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。</p>
<p>第6章 その他の通則</p>	
<p>(未成年者口座取引または課税未成年者口座取引である旨の明示) 第26条 お客さまが受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等(未成年者口座への受入れである場合には、<u>第3条第1項に規定する上場株式等</u>をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、<u>第16条に規定する上場株式等</u>をいいます。以下この項において同じ。)、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座または課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して未成年者口座または課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから特にお申出がない場合は、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます(特定口座による取引は、お客さまが特定口座を開設されている場合に限ります。))。</p>	<p>(未成年者口座取引または課税未成年者口座取引である旨の明示) 第26条 お客さまが受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等(未成年者口座への受入れである場合には、<u>租税特別措置法第37条の14第1項各号に定める上場株式等</u>をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、<u>同法第37条の11第2項に規定する上場株式等</u>をいいます。以下この項において同じ。)、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座または課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して未成年者口座または課税未成年者口座への受入れである旨および当該注文が成立した場合の取得対価の額(以下、「注文時取得対価額」といいます。))の明示を行っていただく必要があります。なお、<u>受入期間内に既に受け入れた上場株式等の取得対価の額(当社が既に受注し未成立の注文に係る注文時取得対価額を含みます。)</u>と<u>新たな注文時取得対価額の合計額が80万円を超えている場合は、当該新たな注文時取得対価額に係る取引を未成年者口座で行うことはできません。</u>その場合およびお客さまから特にお申出がない場合は、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます(特定口座による取引は、お客さまが特定口座を開設されている場合に限ります。))。</p>

2 (省 略)	2 (省 略)
<p>(基準年以降の手続き等)</p> <p>第27条 基準年に達した場合には、当社はお客さま本人に払出制限が解除された旨および取引残高を通知いたします。</p>	<p>(基準年以降の手続き等)</p> <p>第27条 基準年に達した場合には、当社はお客さまに払出制限が解除された旨および取引残高を通知いたします。</p>
<p>(非課税口座のみなし開設)</p> <p>第28条 2024年以後の各年(その年1月1日においてお客さまが18歳である年に限ります。)の1月1日においてお客さまが当社に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>2 前項の場合には、お客さまがその年1月1日において18歳である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書(租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客さまとの間で特定非課税累積投資契約(同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。)が締結されたものとみなします。</p>	<p>(非課税口座のみなし開設)</p> <p>第28条 2017年から2028年までの各年(その年1月1日においてお客さまが20歳である年に限ります。)の1月1日においてお客さまが当社に未成年者口座を開設している場合(出国中である場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当社において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>2 前項の場合には、お客さまがその年の1月1日において20歳である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書(租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客さまとの間で非課税上場株式等管理契約(同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。)が締結されたものとみなします。</p>
<p>(届出事項の変更)</p> <p>第29条 第3条に基づく「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」等の提出後、お客さまのご氏名、ご住所、個人番号など当該「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」等の記載事項に変更があったときまたは個人番号が初めて通知されたときは、租税特別措置法施行令第25条の13の2の規定によりお客さまは、遅滞なくその旨を記載した「未成年者口座異動届出書」を当社に提出していただきます。その変更がご氏名、ご住所または個人番号に係るものであるときは、お客さまは住民票の写し、個人番号カードその他一定の書類を提示し、確認を受けていただくこととなります。</p>	<p>(届出事項の変更)</p> <p>第29条 第3条に基づく「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」等の提出後、お客さまの氏名、住所、個人番号など当該「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」等の記載事項に変更があったときまたは個人番号が初めて通知されたときは、租税特別措置法施行令第25条の13の2の規定によりお客さまは、遅滞なくその旨を記載した「未成年者口座異動届出書」を当社に提出していただきます。その変更が氏名、住所または個人番号に係るものであるときは、お客さまは住民票の写し、個人番号カードその他一定の書類を提示し、確認を受けていただくこととなります。</p>
<p>(本契約の解除)</p> <p>第31条 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>①～③(省 略)</p> <p>④お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)</p> <p>⑤お客さまが出国の日の前日までに第12条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客さまが18歳である年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の1月1日においてお客さまが18歳である年の前年12月31日の翌日</p> <p>⑥お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の</p>	<p>(本契約の解除)</p> <p>第31条 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>①～③(省 略)</p> <p>④お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)</p> <p>⑤お客さまが出国の日の前日までに第12条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客さまが20歳である年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の1月1日においてお客さまが20歳である年の前年12月31日の翌日</p> <p>⑥お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の</p>

<p>手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項で準用する同令第25条の13の5に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 <u>本契約により未成年者口座を開設されたお客さまが死亡した日</u></p> <p>⑦ (省 略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(削 除)</u></p>	<p>手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項で準用する同令第25条の13の5に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 <u>当該未成年者口座開設者が死亡した日</u></p> <p>⑦ (省 略)</p> <p><u>2 前項第4号に定める相続・遺贈の場合、未成年者口座開設者の相続人・受遺者は、当社に「未成年者口座開設者死亡届出書」をご提出いただく義務があります。なお、当該届出書のご提出の時期にかかわらず、租税特別措置法その他の法令に基づき、未成年者口座開設者であった被相続人・遺贈者が死亡した日に当該未成年者口座から上場株式等の全部が払い出され、同日に本契約が解除される取扱いとなることにはご注意ください。</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>(削 除)</u></p>	<p><u>附則</u></p> <p><u>成年年齢に係る令和元年度税制改正に伴い、2023年1月1日より、本文中の「20歳」を「18歳」に、「19歳」を「17歳」に読み替えます。その場合、2023年1月1日時点で19歳、20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなされます。</u></p>
<p style="text-align: right;">以上 2023年10月1日改定</p>	<p style="text-align: right;">以上 2023年4月1日改訂</p>

「最良執行方針」改定のお知らせ

「約款・規定集（個人/法人のお客さま用）」掲載の「最良執行方針」を2024年1月1日付で改定いたします。改定後の「最良執行方針」につきましては、以下の通りです。2023年12月末までは、「約款・規定集（個人/法人のお客さま用）」掲載の「最良執行方針」（2020年4月1日改定）が適用されます。

最良執行方針

SMBC日興証券株式会社

この最良執行方針は、金融商品取引法第40条の2第1項の規定に従い、お客さまにとって最良の取引の条件で執行するための当社の方針等を定めたものです。

当社は、お客さまから下記に定める有価証券の注文を受託した際は、下記の方法等に従い、お客さまにとって最良の取引の条件で執行することに努めます。

1. 対象となる有価証券

- (1) 上場株券等 国内の金融商品取引所に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF、REIT等、金融商品取引法施行令第16条の6第1項第1号イに規定される「上場株券等」
- (2) 取扱有価証券 フェニックス銘柄である株券、新株予約権付社債券等、金融商品取引法第67条の18第4号に規定される「取扱有価証券」

2. 最良の取引の条件で執行するための方法

(1) 上場株券等

当社においては、後述の取引執行の仕組み（いわゆるSOR）の導入までは、最良の取引の条件として最も有利な価格で執行すること以外のお客さまの利益となる事項（安定性・安全性の高い取引システムを確立すること）を主として考慮するため、お客さまからいただいた上場株券等に係る委託注文は、特にご指定のない限り、速やかに国内の金融商品取引所において執行することといたします。この場合、委託注文の金融商品取引所への取次ぎは、次のとおり行います。

なお、金融商品取引所の売買立会時間外に受注した委託注文については、当該金融商品取引所において売買立会の注文受付が開始された後に執行することといたします。

- ① 上場している金融商品取引所が1箇所（単独上場）である銘柄は、当該金融商品取引所において執行いたします。ただし、日興イーリートレードまたはてれトレを利用しての注文は、福岡証券取引所または札幌証券取引所への取次ぎはいたしません。
- ② 複数の金融商品取引所に重複上場されている銘柄は、当社が流動性の観点から定めた主たる市場において注文を執行いたします。銘柄ごとに当社が選定した主たる市場につきましては、当社の本支店までお問い合わせください。

なお、お客さまから執行方法に関する特別なご指示がある場合は、そのご指示に従います。（ただし、当社が応じることのできる方法に限ります。）

複数の金融商品取引所または PTS（私設取引システム）から最良気配を比較し、より価格を重視する取引執行の仕組み（いわゆる SOR）は、今後、お客さまにとって最良となり得ると考えられます。当社は、合理的なコストでお客さまにとっての最善の利益を追求できる安定性・安全性の高い仕組みの検討を進めておりますが、このような仕組みに対応するためのシステムの開発には時間を要します。システムの導入は 2025 年度を目標としており、準備が整い次第お客さまにお知らせする予定ですが、当面の間は、従前より実績のあるシステムを用いて上記のとおりお客さまの注文を執行することといたします。

(2) 取扱有価証券（フェニックス銘柄）

当社では、取扱有価証券（フェニックス銘柄）の注文は、原則としてお受けしておりません。ただし、お客さまのご希望があり、当該銘柄の注文執行を行っている金融商品取引業者に取次ぎが可能な場合は、取次ぐことといたします。

3. 当該方法を選択する理由

2. (1) ①に記載の銘柄については、SOR を導入するまでは、取引の透明性、公正性の確保の観点から、金融商品取引所において執行する方法が最も適切であると考えからです。即ち、金融商品取引所はその公共性の高さから多くの投資家の需要が集中し、流動性、約定可能性、取引のスピード・公正性等に優れており、お客さまにとって最も合理的であると判断されるからです。

2. (1) ②に記載の銘柄については、SOR を導入するまでは、上場されている複数の金融商品取引所の中で最も流動性の高い金融商品取引所において執行することが、お客さまにとって最も合理的であると判断されるからです。

4. その他

(1) 次に掲げる取引については、2.に掲げる方法によることができないため、各々次に掲げる方法をもって、執行いたします。

① 投資一任契約等に基づく取引

契約等においてお客さまあるいはお客さまが指定する第三者から委任された範囲内において当社が選定する方法

② 株式累積投資等、取引約款等において執行方法を特定している取引

約款等で特定された当該執行方法

③ 単元未満株式の取引（発行会社への買取請求および買増請求を除く。）

単元未満株式を取り扱っている金融商品取引業者に取次ぐ方法

④ 信用取引の反対売買（決済）の執行に係る取引

建て玉を行った市場と同一の市場で反対売買（決済）をおこなう方法（上場廃止等やむを得ない場合を除く。）

⑤ 最良執行方針の対象となる有価証券が外国金融商品市場に重複上場している場合の売買執行に係る取引

お客さまと当社との間で合意した執行方法

(2) 金融商品取引所、通信回線業者または当社のシステム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。

最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行可能性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、それのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。

2024年1月1日改定

以上